

経 済 産 業 省

平成21年7月29日

社団法人エルピーガス協会
会長 川 本 宣 彦 殿

経済産業省原子力安全・保安院 液化石油ガス保安課長 北 沢 信 幸

NISA-248c-09-03

経済産業省原子力安全・保安院 ガス安全課長 栗 原 和 夫

NISA-241c-09-02



ホテル、旅館に対する簡易ボイラー等使用時の一酸化炭素中毒事故防止に
関する緊急調査の実施の周知及び注意喚起並びに協力について（要請）

ガス消費機器の使用時の一酸化炭素中毒事故は毎年発生しており増加の傾向にあります。また、平成21年6月2日には、山口県美祢市のホテルにおいて修学旅行のため滞在していた小学校の一行ら22名が病院に搬送され、うち1名の学校随行者が死亡するという一酸化炭素中毒事故が発生しました。

山口県の今回の事故の重大さにかんがみ、原子力安全・保安院（以下「当院」という。）では事故現場に専門家チームを派遣し、現地調査を実施するとともに、事故原因調査・再発防止検討委員会を設置し、原因調査及び再発防止について検討しているところですが、現地調査において①ボイラーから高濃度の一酸化炭素が排出されていたこと及び②排気筒（煙突）上部に金属製の蓋が取り付けられ排気ができない状況にあったことを確認するとともに、同委員会において、当面の対応策として、ホテル、旅館の緊急調査の実施が必要であるとの指摘がなされました。

言うまでもなく、ホテル、旅館における一酸化炭素中毒事故は、従業員のみならず宿泊客の安全にもかかわる重大な問題です。当院では今回の事故と類似の事故の再発を防止するため、簡易ボイラー等^(注)を設置しているホテル、旅館に対して、別紙により厚生労働省を通じて緊急調査を実施します。貴団体所属のLPガス事業者及びガス事業者を通じて、ホテル、旅館に対して、緊急調査の周知及び注意喚起の実施をお願いします。あわせて、簡易ボイラー等を設置しているホテル、旅館から、今回の緊急調査に係る相談を受けた場合に、これに対し協力いただくよう要請いたします。



(注) 本注意喚起における「簡易ボイラー等」とは、労働安全衛生法における「簡易ボイラー」（労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第13条第3項第25号に掲げるもの）並びに「無圧式温水発生機」（今回の事故時ホテルで稼働していたもの）及び「真空式温水発生機」を指し、燃料の別（LPガス、都市ガス及び石油）を問わないものとする。